

# 山梨県公報

第千二百一十号

平成十四年

九月九日

月 曜 日

## 目次

規則	山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………	四八五
規則	山梨県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則……………	四八五
告示	道路の区域変更(二件)……………	四八五
公告	砂利採取業務主任者試験の実施……………	四八六

## 規則

### 山梨県規則第四十七号

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年九月九日

山梨県知事

天

野

建

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山梨県災害救助法施行細則(昭和三十五年山梨県規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表の第一の九の(三)中「十七万九千円」を「十八万九千円」に、「十四万三千二百円」を「十五万二千二百円」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県災害救助法施行細則の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

### 山梨県規則第四十八号

山梨県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年九月九日

山梨県知事

天

野

建

### 山梨県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

山梨県製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年山梨県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「省令第四条の二の規定」を「法第四条第一項の厚生労働大臣の定める基準」に改める。

第一号様式中「 $\text{mm}$ 」を「 $\text{cm}$ 」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### 山梨県告示第三百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十四年九月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年九月九日

山梨県知事

天

野

建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中道塩山線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
東八代郡境川村石橋字佃七〇〇番地先から 東八代郡境川村石橋字佃六八九番の一地先 まで	一七・八	六六・八	一八・〇	四〇・〇
	七一・四	四〇・〇		

### 山梨県告示第三百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示から平成十四年九月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年九月九日

山梨県知事

天

野

建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葑崎楡形豊富線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
葑崎市丹野町大字下丹井字下幅下七七番の 一 地先から 葑崎市丹野町大字入戸野字揚小段二二四九 番地先まで	二二・五 二七・四	九・〇 三四・〇	二五四・〇	二五四・〇

## 公 告

● 砂利採取業務主任者試験の実施  
 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。  
 平成十四年九月九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 試験日時 平成十四年十一月八日（金）午前十時から正午まで
- 二 試験場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 県庁北別館六〇一会議室
- 三 受験資格 年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。
- 四 試験科目 次に掲げる科目について筆記試験を行う。
  - 1 砂利の採取に関する法令
  - 2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 五 受験手続
  - 1 提出書類
    - (一) 受験願書
    - (二) 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した手札形（縦十・五センチメートル、横八センチメートル）、無帽、正面上半身像のもので、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）一枚

- 2 受験手数料 八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

受験願書受付期間 平成十四年十月七日（月）から同年十一月一日（金）まで（県の休日を除く。）。ただし、郵送の場合は、平成十四年十一月一日までの消印のあるものは有効とする。

合格者の発表 山梨県庁東側のスクランブル交差点掲示板に合格者の氏名を発表するとともに、合格者には合格証を交付する。

八 その他

- 1 試験当日持参するもの
  - (一) 受験票
  - (二) 筆記用具

2 疑問の点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五 二二三 一六四二）に問い合わせること。